9月議会に向けて、議会の取り組み

9月議会の日程・質問者数等が決まりました

8月1日、議会運営委員が開かれ、 9 月議会の日程、会派ごとの質問者 人数等が決まりました。

(日程は右記のとおりです)

【各会派の質問者数】 合計 11 名 日本共産党 1名(なすまどか議員)

2名 白民党 2名 市民連合 公明党

2名

市議会の視察、今年度は中止

今年度役 2.200 万円の予算が予定 されていた市議会の行政視察は、地 震の復興を優先する立場で、すべて の委員会(常任委員会・特別委員会) で中止することを決めました。

*本会議場が地震被害で使用できないた め、本会議は議会棟2階「予算決算委員 会室」です。傍聴席のスペースがないた め、傍聴は1階ロビーのモニターです。

未来 1名 市政クラブ 1名 1名 善進会 地域創成 1名

「市議会災害対応指針」を策定します

大規模災害発生時に、市当局と連 携して、被災市民の救援と被害復旧 のために、非常の事態に即した役割 を議会が果していくために「災害対 応指針」等の策定を進めていきます。

市議会議員の不当要求行為等の調査、次回の議会運営委員会へ報告

「不当要求行為等防止対策会議」 により、市議会議員の不当要求等に ついて調査が行われています。

現在:10局26件が当該行為に当た る案件として把握されていますが、

さらに精査したうえで、「中間報告」 として、次回議会運営委員会(8月 22 日) に報告されます。

「最終報告」は、11月に予定されて います。

市議会だより 日本共産党

発行:日本共産党熊本市議団 上野みえこ なすまどか 山部洋史 熊本市中央区手取本町1-1

NO. 1008 2016年8月7日号 328-2656 FAX 359-5047

メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム: http://www.jcp-kumamoto.com/



・・・9月議会の日程・・・

8月29日(月) 開会日(予算決算委員会室)

一般質問(予算決算委員会室) 31日(水)

一般質問(予算決算委員会室) 9月1日(木)

一般質問(予算決算委員会室) 2日(金)

5日(月) 一般質問(予算決算委員会室)

6日(火) 一般質問(予算決算委員会室)

7日(水) 一般質問(予算決算委員会室)

9 (金) 予算決算委員会・補正予算と決算の概況説明(予算決算委員会室)

12日 予算決算委員会 • 総括質疑(予算決算委員会室)

13日 予算決算委員会 • 総括質疑(予算決算委員会室)

14日(月)~ 委員会 • 分科会(各委員会室)

21日(水) 予算決算委員会締めくくり質疑(予算決算委員会室)

閉会日(予算決算委員会室) 27日(火)

*請願提出締め切りは、8月29日(月)午後5時 陳情提出締め切りは、9月5日(月)午後5時

なくされる時期があり、今日に到るまでには様々な人たちの

療養生活を余儀

のある社会を実現したい。

私が議員を志す原点でした。その

自己責任論ではなく、誰もがいくらでもやり直すチャ

ので、私も実行委員としてお手伝いしています。 わかるなど、 私自身も30歳のときに大病をし、 私たちの学年は、3クラスで100名足らず。 このお盆に、中学時代の同窓会が開かれます。 私たちの学年が満50歳を迎えるのを機に計画されたも

予定です。会の案内をする過程で、既に亡くなっている人が 見いだせないという人もいました。 完治したもののどうしても再就職が果せず将来への展望が です。病気を理由にいったん仕事を辞め治療に専念。病気は 案内状の近況欄をみれば、順調にいっている人がいる一方 そのことから、会への参加を躊躇している人もいるよう いろんな理由から厳しい現状を強いられている人もいま 東京、 5年の歳月をあらためて思い知らされました。 神奈川などからも含め30名ほどが参加

やまべひろし



日本共産党市議団の 一般質問は、

「なすまどか議員」 9月1日(木) 午前 10 時~12 時



*インターネット

の同時中継も あります。

50歳の同窓会

国民健康保険・後期高齢者医療・協会けんぽ病院窓口での医療費免除期間が延長に!

地震の被災者に対し、病院窓口での医療費負担が免除されます。

国民健康保険・後期高齢者医療・ 協会けんぽ、市町村の介護保険加入 者の医療費が免除となります。

対象となる人は、

- ① 住家が半壊以上の損壊の方
- ② 主たる生計者が死亡及び重症
- ③ 主たる生計者が廃業・失職の方々です。

申請は、病院の窓口で免除を申し出 てください。

対象期間が9月末日まで延長

当初対象の期間は、「7月末」となっていましたが、国の通知によって「9月末」までに延長されました。

10月以降は、市が発行する「免除証明書」があれば、2017年2月まで、医療費が引き続き免除となります。

お問い合わせは、

国保年金課 1点 328-2278 および各区役所の区民課

罹災証明

お寺などにも発行されます

「お寺の建物には、罹災証明が出ません」との相談が市議団にも寄せられていました。

その後、市の対応が変わり、「お 寺等」も、事業所等の扱いをして罹 災証明を発行しています。

住家の部分(庫裡など)も宗教施設 になる建物(本堂等)も、「商業金 融課」が窓口となって、事業所用の 「罹災証明」が出されています。 申請窓口は、

市役所 8 階·「商業金融課」 Tel 3 2 8 - 2 4 2 4

受付時間は、

平日の8:30~17:15

*どうぞ、ご申請ください。

熊本地震

秋津地区 農地・農業施設の被害実態を調査

7月19日、熊本市議会の経済委員会は、熊本地震で被害を受けた東区秋津地域の農業被害を調査。農道・水路・水を運ぶパイプラインなどの被害実態を調査するとともに、耕作者からの聞き取りと行いました。



波打つ農地 パイプラインの破損で水の確保が不可能に

同地区の農地は、地震の影響で水を供給するパイプラインが破損し、水の提供が不可能となってしまいました。米と大豆の転作を実施していましたが、今年の米の作付ができず、代替作物の大豆に切り替え、営農を続けています。

しかし、地盤の沈下とともに 農地が波打っており、大豆の育 成にも悪影響がでているとの ことでした。

農地被害に加え、住宅の被害 も発生し、避難生活をしながら 農業を営むという方もいらっ しゃるとのことでした。農業そ のものを辞めようかという声 があること、来年には米が作付 できるよう支援を強めてほし いなどの声が寄せられました。

再建費用は全額 国の負担で、営農支援を!

農家にとって、復旧に向けた 再建費用の負担がどうなるの かが、大きな悩みとなっていま す。農地や農業施設(パイプラ

インなど)の復旧は莫大な費用を要します。特別措置法を制定し、全額国の負担で、営農が継続できるよう支援を強めるべきです。